

令和3年度

菊陽町下水道事業会計補正予算書（第2号）

熊本県菊池郡菊陽町

令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和3年度菊陽町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和3年度菊陽町下水道事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
堀川第4汚水幹線工事委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,912,000千円

令和3年9月30日専決

菊陽町長 後 藤 三 雄